第四条ただし書中「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に改め、同条第五号中「、「自然」」を「又は「自然」」に、「酵素により」を「酵素によって」に、「規則」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）」に改め、同条第六号を次のように改める。

(6)　「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語（本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第1に掲げる添加物を使用しないもののうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語を除く。）

第四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の1号を加える。

(7)　「生」（「生引き」の用語を除く。以下同じ。）、「生」又は「生引き」の用語。ただし、次に掲げる用語を除く。

ア　食塩以外のものを添加していないものについての「生」の用語

イ　火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものについての「生」の用語

ウ　たまりしょうゆの本醸造方式によるものについての「生引き」の用語

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入されるしょうゆの品質に関する表示については、この告示による改正前のしょうゆ品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千二百二十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　　農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

しょうゆの日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年八月三十一日農林水産省告示第千二百十八号）附則の規定に基づき格付を行う場合におけるしょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百二十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　　農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年九月二十九日以前に行われる食用植物油脂の格付については、この告示による改正前の食用植物油脂の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千二百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、食用植物油脂品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百七十二号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　　農林水産大臣　石破　茂

附　則

平成二十二年九月二十九日以前に行われる食用植物油脂の格付については、この告示による改正前の食用植物油脂の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千二百二十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　　農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年九月二十九日以前に製造され、加工され、又は輸入される食用植物油脂の品質に関する表示については、この告示による改正前の食用植物油脂品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千二百二十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　　農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

食用植物油脂の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年八月三十一日農林水産省告示第千二百二十一号）附則の規定に基づき格付を行う場合における食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百五十八号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　　農林水産大臣　石破　茂

第二条の表しゅうまい風特種魚肉ソーセージの項を削り、同表つなぎの項中「食肉をひき肉したもの、食肉をすり身にしたもの」を「魚肉をひき肉したもの、魚肉をすり身にしたもの」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第一項中「、内容量及び調理方法」を「及び内容量」に改め、同項第一号ウ中「、しゅうまい風特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ（しゅうまい風）」又は「特種フィッシュソーセージ（しゅうまい風）」と」を削り、同項第二号を次のように改める。

(2)　原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号の規定によるもののほか、次のアからオまでに規定するところにより記載すること。

ア　魚肉ハムに使用する魚肉若しくは食肉（それぞれ肉片として使用するものに限る。）、肉様植たん又は脂肪層は、「肉片等」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

第三条第1号ア中「「食用サフラワー油（ハイリノレイック種の種子から採取したものをいう。）、「食用サフラワー油（ハイオレイック）」（ハイオレイック種の種子から採取したものをいう。）」を「食用サフラワー油」に、「「食用ひまわり油（ハイリノレール）」（ハイリノレイック種の種子から採取したものをいう。）、「食用ひまわり油（ハイオレイック）」（ハイオレイック種の種子から採取したものをいう。）」を「食用ひまわり油」に、「又は「食用パームオレイン」」を「、「食用パームオレイン」等」に改め、同アただし書を次のように改める。

ただし、食用サフラワー油及び食用ひまわり油のうち、ハイリノレイック種の種子から採取したものにあっては「ハイリノール」と、ハイオレイック種の種子から採取したものにあっては「ハイオレイック」と、これらを併用する場合にあっては「ハイリノール、ハイオレイック」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に、原料油脂の名称の文字の次に、括弧を付して記載することができる。

第三条第1号イ中「香味料」を「香辛料」に改める。

第四条第1号中「、「落花生サラダ油」」を削る。

附　則

平成二十二年九月二十九日以前に製造され、加工され、又は輸入される食用植物油脂の品質に関する表示については、この告示による改正前の食用植物油脂品質表示基準の規定の例によることができる。